

一般事業主行動計画書

株式会社しまバス

本一般事業主行動計画書は、次世代育成支援対策推進法に基づき、社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 R7年12月1日～R12年11月30日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性職員・・・取得率20%以上

女性職員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、
取得率80%以上

<対策>

●令和7年 12月1日～ ・全職員に対し、年1回制度説明会を実施

●令和8年 4月1日～ 育児休業取得開始日から5日間を有給とする制度を導入する

目標2：小学校就学前の子を持つ社員を対象とする短時間勤務制度の対象を小学校
就学中の子を持つ社員にまで拡大する。

<対策>

●令和7年 12月1日～ 社員のニーズの把握、検討開始

●令和8年 4月1日～ 制度導入

●令和8年 4月1日～ 社内広報誌や説明会による社員への短時間勤務制度の周知

目標3：現状を基に全社員の時間外・休日労働時間の10%を削減する。

<対策>

- 令和7年12月1日～ ・前年比と現状を踏まえ社内での時間外労働・休日労働時間の抑制の周知
- ・半年ごとに時間外・休日労働時間の集計をし原因分析を行い対策を立てる

以上